

る費用であるため、課税価格に加算しない。

- 6 問題文の記 14 のデザイン料は、本邦以外でデザインしているため、仕入書(3)の課税価格に算入する。

仕入書(3) Mufflers, knitted (wool 100%)……………CIF USD1,700 × 5% = USD85.00

7 各貨物の品目番号と課税価格

- (1) Hat, knitted / 帽子 (新品・ウール 100%のメリヤス編みのもの) :

問題文の記 12 より、第 6505.00 号に分類され、細分番号「900」、NACCS 用コードは NACCS 用コード (抜粋) より、「0」となる。

課税価格 : CIF (USD8,100+USD162) ×111.92 円/US\$=924,683 円

- (2) Mufflers, knitted(acrylic 70% and wool 30%) /メリヤス編みのマフラー (アクリル繊維 70%、ウール30%) :

第6117.10号に分類され、アクリル繊維が主な材料になり、細分番号「200」、NACCS 用コードはNACCS用コード (抜粋) より、「3」となる。

課税価格 : 仕入書(6)とまとめる。

- (3) Mufflers, knitted(wool 100%) / メリヤス編みのマフラー (ウール100%) :

第 6117.10 号に分類され、ウール 100%であるため、細分番号「100」、NACCS 用コードは「1」となる。

課税価格 : CIF (USD1,700.00+USD34.00+USD85.00) ×111.92 円/USD=203,582 円

- (4) Leather gloves / 革製の手袋 (運動用のものではなく、毛皮や貴金属や真珠さんご等を使用していないもの) :

第 4203.29 号に分類し、細分番号「200」、NACCS 用コードは「4」となる。

課税価格 : CIF (USD4,200.00+USD84.00) ×111.92 円/USD=479,465 円

- (5) Gloves, knitted(wool 100%) / メリヤス編みの手袋 (ウール100%、プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆していないもの) :

第6116.91号に分類され、細分番号「000」、NACCS用コードはNACCS用コード (抜粋) より「4」となるが、課税価格が20万円以下の単独申告であるため、「E」となる。

課税価格 : CIF (USD1,650.00+USD33.00) ×111.92円/USD=188,361円

- (6) Shawls, knitted(acrylic 75% and wool 25%) / メリヤス編みのストール (アクリル繊維 75%、ウール25%) :

第 6117.10 号に分類され、アクリル繊維が主な材料になり、細分番号「200」、NACCS 用コードは NACCS 用コード (抜粋) より「3」となる。

課税価格 : 仕入書(2)とまとめる。

CIF (USD4,800.00+USD96.00+USD4,500.00+USD90.00) ×111.92 円/USD=1,061,673 円

8 一覧表

登録画面	仕入書番号	品名	品目番号	課税価格
1 欄	(2) (6)	・ Mufflers, knitted (acrylic 70% and wool 30%) ・ Shawls, knitted (acrylic 75% and wool 25%)	(a) ⑫ 6117102003	(f) 1,061,673 円
2 欄	(1)	Hat, knitted	(b) ④ 6505009000	(g) 924,683 円
3 欄	(4)	Leather gloves	(c) ⑩ 4203292004	(h) 479,465 円
4 欄	(3)	Mufflers, knitted (wool 100%)	(d) ⑨ 6117101001	(i) 203,582 円
5 欄	(5)	Gloves, knitted (wool 100%)	(e) ⑭ 611691000E	(j) 188,361 円

【選 択 式】——各問題 2 点——

第 3 問（関税の確定及び納付等）

正解 1、2、4

解説

- 正しい 税関長は、輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けて引き取られた貨物に係る課税標準又は納付すべき税額につきその納税申告に誤りがないと認めた場合には、当該申告に係る税額及びその税額を納付すべき旨（関税の納付を要しないときは、その旨）のほか、当該貨物に係る輸入申告書の番号及び品名その他参考となるべき事項を、書面により、当該引取りの承認を受けた者に通知する（関税法 7 条の 17、同法施行令 5 条）。なお、納税申告された貨物に係る課税標準又は納付すべき税額が税関長の調査したところと異なる場合は、更正通知書を当該引取りの承認を受けた者に通知する（関税法 7 条の 16）。
- 正しい 関税の徴収権の時効は、納税に関する告知にかかる関税については、その告知で指定された納期限までの期間、時効の完成が猶予され、納期限が経過した時から進行する（関税法 14 条の 2 第 2 項、国税通則法 73 条）。
- 誤り 偽りその他不正の手段により全部又は一部の税額を免れ、又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合におけるその貨物に係る関税の徴収権の時効は、その関税の納期限ではなく法定納期限等から 2 年間は、進行しない（関税法 14 条の 2 第 2 項、国税通則法 73 条 3 項）。

3 地方消費税の計算

A 269,800 円 (⑤の百円未満切捨て) $\times 22 \div 78 = 76,097$ 円 (1 円未満切捨て) ……⑨

B 198,600 円 (⑥の百円未満切捨て) $\times 22 \div 78 = 56,015$ 円 (1 円未満切捨て) ……⑩

C 126,900 円 (⑦の百円未満切捨て) $\times 22 \div 78 = 35,792$ 円 (1 円未満切捨て) ……⑪

⑨+⑩+⑪=167,904 円→167,900 円 (百円未満の端数切捨て) ……⑫

4 関税額、消費税額、地方消費税額の合計額

④+⑧+⑫=1,322,400 円

第 10 問 (課税価格の決定)

正解 11,393,000 円 (11393000)

解説

この問題は、本邦の精密機器販売会社 M (輸入者 M) は、A 国の精密機器加工会社 X (輸出者 X) との間の委託加工契約に基づいて加工された貨物を輸入する場合の課税価格を算出する問題である。過去問をベースにした基本的な問題であるが、ここで付け加えた論点は、(1) 加工材料である精密機械の買付手数料は、課税価格に算入するのか。(2) 技術を自己 (輸入者) と特殊関係のある者から取得し売主に無償で提供した場合の課税価格に算入すべき技術料は、どのようなものか。 という 2 点である。

(1) 加工材料である精密機械の買付手数料：

委託加工契約による場合、買主 (委託者) が支払う手数料は、たとえ買付手数料であっても課税価格に算入する (関税定率法 4 条 3 項)。

(2) 技術を自己 (輸入者) と特殊関係のある者から取得し売主に無償で提供した場合に課税価格に算入すべき技術料：

この場合、取得費用ではなく当該技術開発に要した費用を課税価格に算入する (関税定率法施行令 1 条の 5 第 4 項 1 号)。A 国の X の工場において本邦で開発された技術を使用して材料を特殊加工することから、本邦で開発された技術は「材料に対する役務の費用」として加算される。

次に、加算費用を合計して、答えとなる課税価格を計算する。

加工賃	6,000,000 円
N に対する材料 (精密機器) の買付手数料	600,000 円
材料 (精密機器) の取得費用	3,450,000 円
材料の提供に要した運賃	200,000 円
技術の取得時費用 (開発に要した費用)	700,000 円
A 国の輸出の際に税関手続に要した費用 (5-イ)	25,000 円
輸出国において要したコンテナ・サービス・チャージ (5-ロ)	78,000 円
X の工場から輸入港までの運送に要する運賃 (5-ハ)	280,000 円